



## ほっこりタイム

### 「<sup>こころ</sup>心に届く<sup>とど</sup> 伝え方<sup>つた かた</sup>」

子どもの行動が受け入れられず、「イヤだ、行動を変えて欲しい」と思っている時、  
皆さんはどのように伝えていきますか？

例① 「ご飯よって呼んだらスグに来なさい！ もう食べさせないからね！」

例② 「呼んでいるのにあなたが来ないと、何回も呼ばなくちゃならなくて、大  
変なのよ。ご飯も冷めちゃうから、がっかりよ。」

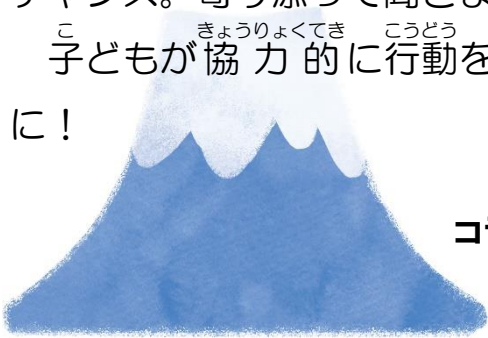
子どもが、親が困っていることを理解して自ら行動を変えやすいのは、どちらで  
しょう？例②ではありませんか？

でも、親はつい、例①の方法（あなたメッセージ）で、「ああしろ、こうしろ」と  
指示・命令して解決を強要したり、「バカだ、グズだ、ダメな子だ」とやっつけて  
子どもの自尊心を破壊したりしがちです。が、その伝え方では、親の気持ちが伝わ  
りにくいばかりか、子どもは反抗的になったり、心を閉ざしたり、自主的・協力的  
に行動を変える意欲を失う可能性が高いのです。

例②の方法（わたしメッセージ）は、子どもを責めず、指示もせず、「あなたがこ  
んな行動をすると、こんな影響があって、こんな風に困るんだ」と、子どもの協力を  
信じて親の思いを伝えるものです。親の自分への信頼と真実の感情に触れ、自分  
の行動の影響を知ると、子どもの心に自ら行動を変えようとする気持ちが生まれ  
やすくなります。

とはいえ、子どもは反発する事もあるでしょう。その時は子どもの本音が聞ける  
チャンス。寄り添って聞きましょう。子の思いも親の思いも大切です。

子どもが協力的に行動を変えた時には、感謝の気持ちを伝えることも忘れず  
に！



コラムニスト 静岡県人づくり推進員 兼  
親業訓練インストラクター 尾駒 眞理

# 「令和5年度富士宮市万引き非行防止標語・ポスターコンクール」受賞作品

今年度も、市内小中高等学校からたくさんの応募をいただきました。作品を応募された児童生徒の皆さん、ありがとうございました。

このコンクールは、窃盗罪という犯罪行為である万引きについて、児童生徒が考える機会とするとともに、広く社会全体への啓発活動を行うために行っています。

今後受賞作品は、実際のポスターとなって店舗等へ配布し、多くの方に見て、意識していただき万引き防止の啓発に活用させていただきます。

## 【標語の部】

### 〔小学校低学年部門〕

最優秀賞	とっちゃえと ささやくあくまに まけないで	富丘小学校	1年	渡邊	美織さん
優秀賞	しめしめが 万びきすると しくしくに	大宮小学校	2年	渡邊	舞琴さん
優秀賞	万びきで みんなのえがお とっちゃだめ	北山小学校	3年	伊藤	明莉さん

### 〔小学校高学年部門〕

最優秀賞	万引きで 笑顔と信頼 失うよ	富士根南小学校	6年	佐藤	綾音さん
優秀賞	考えて 家族が悲しむ その顔を	貴船小学校	5年	小長井	結愛さん
優秀賞	ポケットに つめたおかしと ざいあく感	富丘小学校	5年	伊藤	佳美さん

### 〔中学校部門〕

最優秀賞	万引きで あなたの未来 真っ暗に	富士宮第三中学校	3年	稲葉	祐乃さん
優秀賞	伸ばした手 家族の笑顔 思い出せ	富士宮第一中学校	1年	中山	姫衣さん
優秀賞	魔が差して ついと言ひ訳 いいわけない	柚野中学校	3年	渡邊	園佳さん

### 〔高等学校部門〕

最優秀賞	一度だけ その手で人生 棒に振る	富士宮高等専修学校	1年	小澤	莉緒花さん
優秀賞	逃げられない あなた自身の 罪悪感	富士宮北高等学校	1年	市川	琉菜さん
優秀賞	「一度だけ」 それが人生 狂わせる	富士宮高等専修学校	1年	篠原	玲花さん

## 【ポスターの部】

### 最優秀賞

### 優秀賞

### 優秀賞

〔小学校低学年〕



東小学校 2年  
佐々木 駿さん



東小学校 3年  
石川 滯さん



人穴小学校 2年  
野中 結月さん

最優秀賞



富士根南小学校 5年  
畑 こはるさん

優秀賞



貴船小学校 6年  
内田 葵さん

優秀賞



富丘小学校 4年  
後藤 えまさん

最優秀賞



袖野中学校 2年  
深澤 天華さん

優秀賞



西富士中学校 1年  
山田 樹希さん

優秀賞



大富士中学校 1年  
深澤 亜耶乃さん

最優秀賞



富士宮高等専修学校 3年  
中山 愛夕美さん

優秀賞



富士宮高等専修学校 2年  
齋藤 朱梨さん

優秀賞



富士宮高等専修学校 2年  
鈴木 叶さん

〔小学校高学年〕

〔中学校〕

〔高等学校〕

# 万引きに関する〇×クイズ

Q1

商品をカバンやポケットにかくしても店から出なければ万引きとならない。

Q2

友だちに誘われて見張りをしていたら罪に問われない。

Q3

万引きが見つかったもお金を払えば罪に問われない。

特定非営利活動法人 全国万引き犯罪機構 クイズより

## 各店舗での「青少年の気になる行動等」の調査より

※調査した店舗は、コンビニ、スーパー、薬局、書店、玩具店、リサイクル店、レンタル店など64店舗から回答をいただきました。その一部を掲載します。

### よい表れ

- 商品購入時にお客様（特に学生の方）から「ありがとうございます」という言葉をいただくことが多い。他市町を経験したが、富士宮市の特色だと感じ、感銘を受けた。（書店）
- 小・中・高の学生は、入店時にあいさつをしてくれる。（玩具店）
- 親子連れの方では、よくお子さんを見てくれていて、しっかりした親御さんが多い。（玩具店）

### 気になる表れ

- ・明らかに未成年の子どもに親が「タバコ何番？」と言って買うことがあるが、親が買っているので注意ができない。（コンビニ）
- ・近くに遊技場があるため酒、タバコを購入しようとする未成年が多い。8人くらいのグループで来店するため、強気で引き下がらないことが多い。（コンビニ）
- ・ゴミ捨てのマナーがひどく、日常的にタバコをダイレクトにゴミ箱に捨てる人が多い。8月には花火をそのまま捨ててあることもある。（コンビニ）
- ・最近不審な行動をとる方がいる。他のお客様の車を動画で撮り始めるなどの行為をしているため、警察に相談しようか悩んでいる。（コンビニ）

店舗を経営されている方々は、一部の青少年のマナーや行動に困っています。また、同伴する保護者の姿を見えています。ぜひ、御家庭で話題にいただき、万引きだけでなく、店でのマナーについて話題にしてください。

### 〇×クイズの答え

- 答えQ1 × 生産前の商品をカバンやポケットに入れた段階で犯罪として成立します。そのため店内であっても、窃盗罪に問われることもあります。
- 答えQ2 × 見張りをするのは、一緒に窃盗していなくても、犯罪を助ける行為になるので、共犯になる可能性があります。
- 答えQ3 × 万引きをして、あとでお金を支払っても窃盗をしたことは変わりはなく、窃盗の罪を取り消すことはできません。